

## 1. 裁判員法の成立

審議会意見書で提言された裁判員制度は、その後司法制度改革推進本部の裁判員制度・刑事検討部会において具体的制度設計が検討され、平成16年5月「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（裁判員法）として成立し、5年後（平成21年5月）にスタートすることになった。

## 2. 意義

裁判員制度は、戦後初めて刑事裁判に国民が参加するという意味では、画期的な制度である。国民が裁判に参加することにより、裁判に対する国民の信頼が高まり、裁判は国民に分かりやすいものになる。

裁判員制度における裁判員は、選挙人名簿の中から無作為に抽出され、しかもその裁判一回限り担当して、その任務を終えるというものである。法律専門家でもない、法律の知識も経験もない一般市民が、一回限りの裁判で、有罪無罪を決め、刑の量定まで判断するというものである。であるから、裁判員が、今の裁判のような膨大な調書を、法廷外で読んで心証を採るということはできない。

裁判員制度における裁判は、一般市民が、法廷で、「目で見て、耳で聞いて分かる裁判」でなければ機能しない。そこでは、調書自体の利用は大幅に制限され、刑事裁判は、調書中心の裁判から公判中心の裁判に変わらざるを得ないだろう。またそのことにより、調書作成を主眼としてきた現在の取り調べのあり方も変わらざるを得ず、自白の任意性、信用性を巡る争いも、裁判員に理解してもらうためには、結局、取調の可視化に進まざるを得ない。

また、裁判員裁判は、国民の負担軽減という視点から集中審理が求められる。他方、連日開廷の中で被告人が十分な防御を尽くせるようにするためには、十分な証拠開示、公判対策のための接見交通が確保されていなければならない、そのためには、接見交通、身体拘束、保釈などの運用の改善・改革が必要となる。

このような観点からみると、裁判員制度の導入は、刑事裁判に国民が参加するという意味で画期的な意義を持つだけでなく、これまでの刑事裁判のあり方、日本の司法制度全体のあり方を大きく変える可能性を秘めているという意味で大いに意義がある。

### 3. 課題

今回の裁判員法で、証拠開示のルールを定め、明確化したことは評価できるが、証拠の全面開示が採用されなかったことはどうか。裁判員の守秘義務が任務終了後も刑事罰の対象とされていることは裁判員制度を育てて

いく上で障害となるのではないか。守秘義務の範囲が法文上必ずしも明確でない。開示証拠の目的外使用の禁止により、研究者の研究目的の使用が制限されたり、被告人の防御権が制限されたりするおそれがあるのではないか。などの課題が残された。

また、捜査の可視化、身体拘束、保釈、接見交通などの課題は、裁判員法の立法過程で初めから対象外として取り上げられず、積み残されることになったが、今後、法曹三者で構成する「刑事手続のあり方に関する協議会」で検討されることになった。しかし、現在のところ三者で行なった模擬裁判をもとに、「裁判員に分かり易い公判」を目ざすためにどんな点に工夫が必要か、意見交換、検討課題の整理などを行っているところで、肝心の捜査の可視化などの課題の協議がどうなるか先き行き不明である。

#### 4・実施のための準備

裁判員法は、施行前の措置として

政府・最高裁に対し「裁判員制度は国民の協力なくしてできるものではないから、その意義・手続・職務などを分かり易く説明し、国民の理解を得られるように具体的な周知方法を講ぜよ」と定めている。

##### (1) 陪審法

陪審法は大正12年4月成立、昭和3年10月1日施行であるから、制定から実施まで約5年半の周知期間が設けられた。裁判員法も5年であるから、ほぼ同じである。

陪審裁判の周知方法として、当時どんな方策がとられたのかをみると、関連法令の立案、判・検事・書記官の増員、陪審法廷・陪審員宿舍の建設、国民に対する陪審法の知識の普及などが記録として残されている。

また、広報活動の点では、パンフレット284万部の作成配布、講演会（地裁所長、検事正が率先して行い、地方裁判所、検事局主催の講演会は3339回、124万人が参加した）、外国の陪審法廷を写したフィルムの映写、ラジオ・新聞・雑誌を利用した広報、模擬裁判の実施（東京地裁での政府主催の模擬裁判は天皇臨席のもとで行われた）などが行なわれ、更に各地の弁護士会も、模擬裁判、講演会等を実施し、広報に努めたようである。

(2) 裁判員法成立後の広報活動など（弁護士会以外のことについては正確性に欠けるところがあるかもしれません）

### ①最高裁

逸早くホームページを開設するとともに、広報用ポスターを作成配布。円滑な発足のため、国民の理解と積極的な参加意識を広くもってもらふ趣旨で、大学教授・作家・広告会社・マスコミなどの委員で構成する「裁判員広報に関する懇談会」設置。

裁判官研修として、将来裁判長として担当する可能性のある裁判官を中心に、100名前後を欧米諸国へ派遣し（2週間～3か月）、評議や審理の進め方などを学ばせる方針を固めた旨、新聞報道されている。

### ②法務省

法律成立後直ちにホームページ開設。福岡では、博多どんたくの際、検事正自ら街頭に立ち、広報用うちわを配布。法務省と最高検で「法務・検察裁判員制度実施推進会議」を立ち上げ、その中の裁判員制度啓発推進室が広報活動にあたるようである。

研修の面においても、裁判員裁判に対応するため、プロジェクトチームを作り、研修に着手したといわれている。

### ③日弁連・弁護士会

日弁連は、法律成立前から、司法制度改革実現本部、裁判員制度部会を中心に、国民参加にふさわしい裁判員法の制度設計を目指し、

石坂浩二主演による「裁判員一決めるのはあなた」と題する裁判員裁判のモデルビデオを製作し、これを上映しながら、各単位会で、シンポジウム、模擬裁判、講演会、意見交換会などを開催し、市民の啓蒙に努めてきた。

そして、法律成立後、日弁連全体として裁判員裁判の実施準備にあたるため、新たに裁判制度実施本部を立ち上げ、同本部には、裁判員法、刑事手続、広報、研修を各担当する部会を設け、各課題の検討に着手した。1) 裁判員法部会では、例えば、裁判員の選任手続、裁判員へのオリエンテーションはどうあるべきか。評議・評決のルール化は必要か。裁判員裁判にふさわしい法廷構造はどうあるべきか（東京高裁には既に模擬法廷が作られている）。などなど制度設計・運用についての検討、2) 刑事手続部会では、改正刑訴法の解釈、運用などの検討、3) 広報部会では、裁判員制度には賛成であるが、自分は参加したくないという市民が60%を超えるといわれる現況の中で、多くの市民に参加してもらい、やりがいを感じてもらえるための広報はどうあるべきかという視点にたって、パンフレッ

ト、ビデオ、映画の製作、模擬裁判、マスコミへの働きかけ、ホームページの開設、法教育などの諸方策の検討、4) 研修としては、会員に裁判員制度を周知させ、理解してもらうための研修、公判におけるプレゼンテーション・コミュニケーション能力の向上・習得、法廷用語の日常化など様々な研修プログラムの策定、検討に着手した。また各単位会においては、それぞれ独自の広報活動、会員研修などを計画し、また着手したところもあるし、法曹三者間で模擬裁判や改正刑訴法の運用などについて協議が開催されたところもある。

#### ④法曹三者

三者が協力し、パンフレット15万部を製作し、これを全国各地に配布している。広報用ビデオについても、三者で「裁判員制度推進協議会」を設置し、モデルとなるビデオの制作に着手することになった。

#### 5. 最後に

裁判員制度は、市民にとっても我々法曹三者にとっても、かつて経験したことのない制度である。

この制度が国民の理解を得、国民が積極的に参加してくれる制度としてスタートするには、施行されるまでの間、我々法曹三者が十分な協議をなし、互いに協力し合いながら準備を整えていく必要がある。